

◎ 大学等における修学の支援に関する法律案に対する修正案対照表
 ○ 大学等における修学の支援に関する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 大学等における修学の支援</p> <p> 第一節 通則（第三条）</p> <p> 第二節 学資支給（第四条・第五条）</p> <p> 第三節 授業料等減免（第六条―第十六条）</p> <p>第三章 雑則（第十七条―第十九条）</p> <p>第四章 罰則（第二十条）</p> <p>附則</p> <p> 第三章 雑則</p> <p> （運用上の配慮）</p> <p>第十八条 この法律の運用に当たっては、各大学等による学生等の経済的負担の軽減を図るための主体的な取組を阻害することのないよう配慮しなければならない。</p> <p>第十九条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 大学等における修学の支援</p> <p> 第一節 通則（第三条）</p> <p> 第二節 学資支給（第四条・第五条）</p> <p> 第三節 授業料等減免（第六条―第十六条）</p> <p>第三章 雑則（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 罰則（第十九条）</p> <p>附則</p> <p> 第三章 雑則</p> <p> 〔新設〕</p> <p>第十八条 [略]</p>

第四章 罰則

第二十条 [略]

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第三条 政府は、大学等における修学の支援の対象とする学生等の範囲の段階的な拡大等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2| 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

第四章 罰則

第十九条 [略]

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第三条 [新設]

政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律〔平成二十四年法律第六十八号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入等を活用して、確保するものとする。

一・二 〔略〕

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 号)第二条第三項に規定する確認大学等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する」を、「認定された者」の下に「(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。)」を加える。

〔略〕

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一・二 〔略〕

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律(平成三十一年法律第 号)第二条第三項に規定する確認大学等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する」を、「認定された者」の下に「(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。)」を加える。

〔略〕

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正

する。

〔略〕

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

〔略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

〔略〕

する。

〔略〕

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

〔略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

〔略〕